

## 第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

## 10月22日(日)は選挙投票日です。

午前7時～午後8時(黒鴨、針生投票区は午後7時まで)

## ●投票できる方

平成29年10月9日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されている方で、平成11年10月23日以前に生まれた方が投票できます。

なお、平成29年7月10日以降に白鷹町に転入された方は、以前の住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## ●投票にあたっての注意事項

## (1)投票用紙の書き方(①→②)

①小選挙区選出議員選挙の投票を行います。投票用(ピンク色)紙に候補者1人の氏名を書き、投票箱に入れてください。

②比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票を行います。比例代表の投票用紙(水色)には政党等の名称を書いてください。また、国民審査の投票用紙(うぐいす色)には辞めさせたい裁判官がいるときだけ「×」を記入し、辞めさせなくてもよい裁判官については投票用紙に何も書かないでください。その後、それぞれの投票箱に投票してください。

## (2)入場券を忘れずに持参してください。

入場券は10月10日に発送しています。もし入場券を紛失した場合でも投票することはできますので、その場合は投票所の受付にお申し出ください。

※入場券は9月28日現在の居住地で発行しますので、9月29日以降に転居された方は、前居住地の投票所で投票してください。

## ●代理投票

身体の都合などにより、自分で投票用紙に記載できない方は、投票所の職員が本人に代わって記載いたします。その際、本人による申し出が必要ですので、ご希望の方は投票所の受付にお申し出ください。

## ●期日前投票

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、投票日前であっても投票日と同じように投票ができます。

▷日時 / 10月21日(土)まで

(午前8時30分～午後8時)

▷場所 / 中央公民館1階文化実習室

※もし入場券を紛失した場合でも期日前投票ができますので、期日前投票所の受付にお申し出ください。



## ●不在者投票

業務に従事するため他の市町村に滞在されている方は、従来の不在者投票と同じように滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便で投票用紙を請求してからの投票となり、郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに請求の手続きを行ってください。

※不在者投票ができる施設として指定されている病院等に入院・入所中の方は、その場所(施設内)で不在者投票ができますので、各施設の職員にお申し出ください。

## 【町内の指定施設】

白鷹町立病院、白光園、マイスカイ中山、あゆみの園

※町外の指定施設については、お問い合わせください。

## ●郵便等による不在者投票について

身体障害者手帳をお持ちで、次に当てはまる方(いずれも自書することが可能な方)は自宅で投票できます。

- ・両下肢等の障害の程度が1級もしくは2級
- ・内臓機能の障害の程度が1級もしくは3級
- ・免疫等の障害の程度が1級から3級
- ・戦傷病者手帳をお持ちで、両下肢もしくは体幹の障害の程度が特別項症から第2項症
- ・内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症
- ・介護保険法上の要介護者で要介護5

※自宅で「郵便等による不在者投票」をするためには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要になりますので、希望される方はお早めに申請の手続きを行ってください。

広報しらたか8月14日号でお知らせしていますが、まちづくり複合施設等整備工事により庁舎敷地内の通り抜け及び西側からの進入ができません。ご不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】選挙管理委員会事務局 ☎ 85-6120